

【韓国】ヤングケアラー及びひきこもりへの支援に係る法律の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2025年3月25日、ヤングケアラー及びひきこもりの青少年に対する支援に係る法整備を目的とした「家族ケア等の危機児童・青年の支援に関する法律」が公布された。

1 背景と経緯

政府が公表した2024年「青年の暮らし実態調査」の結果によると、韓国の19歳から34歳までの若者の1.5%が「家族ケア青年」（家族の介護、家事等を日常的に行っているヤングケアラー）、5.2%が「孤立・隠とん青年」（日本のひきこもりに相当）であった¹。

韓国では、2021年5月に22歳の青年が自宅で介護していた父親を死亡させた事件をきっかけに、ヤングケアラーの存在が広く知られ、彼らへの支援を求める声が高まった²。また、ひきこもりについても、地方公共団体レベルでの散発的な支援は行われていたものの、若者の就職難を背景に近年その数が増加しており³、より体系的な支援を要する状況となっている⁴。

これら困難な境遇にある若者を支援するため、政府は2023年9月、「青年福祉5大課題」を公表し、ヤングケアラー、ひきこもり等に対する支援策を打ち出した⁵。あわせて、国会においても、これまで支援対象として十分に認識されてこなかったヤングケアラー及びひきこもりに対する支援に向けた動きが起こり、議員立法により関連法案が相次いで提出された。

その後、国会の法案審査の過程において、関連10法案が一本化され、2025年2月27日に国会本会議で可決、同年3月25日に「家族ケア等の危機児童・青年の支援に関する法律」⁶（以下「支援法」）が公布された⁷（法律第20846号、一部条項を除き2026年3月26日施行）。

2 支援法の概要

支援法は、全7章⁸（本則32か条及び附則2か条）から成る。概要は、次のとおりである。

(1) 定義及び基本原則

ヤングケアラーは「家族ケア児童・青年」（ケアが必要な家族に看護、介護、日常生活管理その他の支援を提供する者）、ひきこもりは「孤立・隠とん児童・青年」（他人との交流がほ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月9日である。

¹ 「[보도자료] 24년 청년의 삶 실태조사 결과 발표 보도자료」大韓民国政策ブリーフィング, 2025.3.11. <<https://www.korea.kr/briefing/pressReleaseView.do?newsId=156678299>> なお、ケアを主に担う家族ケア青年は0.6%である。

² 김향미 「22살 청년 '간병살인' 비극에... 정치권도 '영케어러' 정책 마련 촉구」『경향신문』2021.11.7. <<https://www.khan.co.kr/article/202111071606001>>

³ 前回の「青年の暮らし実態調査」（2022年）では、ひきこもりの若者の割合は全体の2.4%であった。前掲注(1)

⁴ 이정훈 「54만 고립·은둔 청년 지원, 정부·지자체간 통일성 높여야」『한겨레』2024.12.27. <<https://www.hani.co.kr/arti/society/rights/1175108.html>>

⁵ 「대한민국의 미래, 청년의 지친 삶을 보듬고 희망찬 내일을 함께 준비합니다」보건복지부, 2023.9.19. <https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10503010100&bid=0027&act=view&list_no=378295&tag=&nPage=1>

⁶ 「가족돌봄 등 위기아동·청년 지원에 관한 법률(법률 제 20846 호)」本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

⁷ 「[2208490] 가족돌봄 등 위기아동·청년 지원에 관한 법률안(대안)(보건복지위원장)」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill>> を参照した。

⁸ 第1章「総則」、第2章「危機児童・青年支援基本計画の策定等」、第3章「危機児童・青年支援手続」、第4章「社会保障給付の提供及び連携」、第5章「危機児童・青年支援基本盤構築」、第6章「補則」、第7章「罰則」。

とんどなく、又は相当な期間を超えて制限された居住空間でのみ生活し、日常生活が著しく困難である者」と定義され、このいずれかに該当する 34 歳以下⁹の者は「危機児童・青年」と定義された（第 2 条）。危機児童・青年への支援に際しては、危機児童・青年の利益が最優先に考慮され、危機児童・青年は差別されることなく支援を受ける権利を有する（第 3 条）。

(2) 基本計画及び実態調査

保健福祉部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）は、危機児童・青年支援基本計画（基本目標、危機児童・青年発見、サービス提供方針、専門人材養成等）を 5 年ごとに策定し、実施しなければならない（第 6 条）。また、長官、関係中央行政機関の長及び地方公共団体の長は、基本計画に基づいて年度別実施計画を毎年策定し、実施しなければならない（第 7 条）。

長官は、基本計画及び実施計画の策定のために 3 年ごとに危機児童・青年実態調査を実施し、その結果を公表しなければならない。実態調査中に支援が必要な危機児童・青年が発見された場合は、本人の同意の下に当該危機児童・青年の電話番号を専任組織¹⁰に提供できる（第 8 条）。

(3) 支援対象者の選定

専任組織の長は、①実態調査中に支援が必要な危機児童・青年として発見された者、②教員、医療機関の長、福祉施設の長等がその職務遂行過程において支援が必要な危機児童・青年と判断し、支援を要請した者に対し、保健福祉部令で定めるところにより事例管理（ケースマネジメント）¹¹に係る面談を実施することができる（第 10 条）。また、支援が必要な危機児童・青年が自ら事例管理を申請（同居家族による代理申請可）することも可能である（第 11 条）。その場合、専任組織の長は、保健福祉部令で定めるところにより当該児童・青年の状況を把握するために電話、オンライン、訪問等の方法により面談を実施しなければならない（第 12 条）。

専任組織の長は、上述の①若しくは②に該当する者又は自ら事例管理を申請した者が、家族の介護のために学業及び就業に相当な困難を経験していること等の要件を満たす場合は「家族ケア児童・青年」として、面談の結果等により「孤立・隠とん」と判断される場合は「孤立・隠とん児童・青年」として、それぞれ支援対象者に選定しなければならない（第 13 条）。

(4) 事例管理計画の策定、支援対象者に対する支援等

専任組織の長は、支援対象者ごとに面談結果、今後の進路、各種支援等に関する事項を含む事例管理計画を策定し、同計画に基づいて必要な社会保障給付が提供されるよう、事例管理の終了（終了時期は専任組織の長が決定）まで継続して管理しなければならない（第 14 条）。

支援対象者に提供されるサービスには、心理相談支援（第 15 条）、健康管理支援（第 16 条）、学業及び就職支援（第 17 条）、住宅支援（第 18 条）、家族ケア児童・青年特別支援¹²（第 19 条）、孤立・隠とん児童・青年向け個別プログラムの提供（第 21 条）がある。

そのほか、長官は、危機児童・青年の発見に必要な場合、失業給付受給履歴等のデータを地方公共団体の長に提供し、当該児童・青年の居住地訪問を要請することができる（第 24 条）。

⁹ 青年基本法（法律第 16956 号）で定義された「青年」（19 歳以上 34 歳以下の者）の上限と同一である。ただし、青年基本法は他の法令及び条例で青年の定義を別に定めることを妨げていない（青年基本法第 3 条第 1 号）。実際に、基礎自治体（日本の市町村に相当）の 96%（226 自治体中 217 自治体）が条例で青年の上限を 39 歳、45 歳又は 49 歳と定義している。조종오 「청년 연령 기준의 상향 및 일원화 쟁점과 개선 방향」 『이슈와 논점』 2335 호, 2025.3.20. <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?cmsCode=CM0018&brdSeq=47039>>

¹⁰ 危機児童・青年の支援業務の遂行のため、国及び地方公共団体から指定又は委託を受けた機関等（第 2 条第 6 号）。

¹¹ 社会保障給付及び民間部門のサービスを、この法律（支援法）による支援体系を通じて対象者別に個々の状況に合わせて連携させ、又は提供する支援（第 2 条）。

¹² 危機児童・青年の将来の準備に必要な費用を支援するための自己ケア費の支給等（第 19 条）。